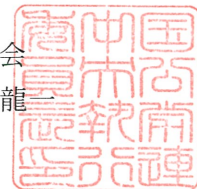


2025年8月8日

内閣総理大臣 石破 茂 殿
内閣官房長官 林 芳正 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 浅野 龍一



2025 年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は8月7日、賃金の官民較差に基づく俸給額を平均15,014円(3.62%)、一時金を0.05月の引上げを中心とする2025年人事院勧告等を国会と内閣に提出しました。

前年につづく賃金改善を実現するものとなったものの、政府が推進する「物価上昇を上回る賃上げ」には至らず、民間の春闘相場を大幅に下回る賃金改定率は、職員のモチベーションの低下とともに、「若者の公務員離れ」など、人材確保の課題をさらに深刻化させかねません。

また、官民較差の比較企業規模の見直しや本府省業務調整手当の拡充などは、地方支分部局との機関間格差をさらに拡大させるものであり、職員の不公平感を助長し、組織の分断を招きかねません。

さらに、再任用職員や非常勤職員は、常勤職員との均等・均衡待遇を実現するための措置が見送られ、劣悪な勤務条件が放置されるなど、極めて不満な内容となっています。

「骨太の方針2025」では、「賃上げを起点とした成長型経済の実現」などが謳われています。約900万人の労働者に影響する国家公務員の賃金は、それを先導するように早急かつ大幅に改善されるべきです。

つきましては、すべての職員と組織にとって魅力と持続可能性のある職場環境が構築されるよう、下記の要求の実現に向けた誠意ある回答と対応を求めます。

記

1. 2025 年人事院勧告等の取扱いについて

- (1) 2025 年人事院勧告等の取扱いは、国公労連との合意を前提とした交渉のもとで決定すること。
- (2) 賃金改定やその他の勤務条件の改善を早期に実施すること。
- (3) 官民較差の比較企業規模を1,000人以上とし、その原資はすべての世代を対象とする俸給額の引上げに活用すること。

2. 長時間労働の是正等について

- (1) 長時間過密労働を解消するため、必要な定員を確保すること。
- (2) 客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務を大幅に縮減するとともに、不払い残業を根絶すること。
- (3) 各府省が窓口取扱時間の設定や勤務間インターバルを確保できるよう、必要な措置を講じること。

3. 健康・安全確保等について

すべてのハラスメントの根絶に向けて、実効性のある対策を講じること。とりわけ、カスタマーハラスメントは、当事者の特性等を踏まえた必要な対策を実現すること。

4. 非常勤職員の適切な処遇の確保について

- (1) 恒常的・専門的・継続的な業務に従事する非常勤職員を常勤化・定員化すること。
また、任期の定めのない非常勤職員の任用を可能とすること。
- (2) 職務給の原則、同一労働同一賃金等を基本として、常勤職員との均等・均衡待遇を確立すること。
また、生活関連手当をはじめ、諸手当の支給を拡充すること。
- (3) 無給の休暇を有給とするとともに、年次休暇を採用の当初から取得できるようにすること。
また、年次休暇と病気休暇の取得可能日数を拡大すること。

5. 定年引上げをはじめとする高齢期雇用について

- (1) 定年の段階的な引上げに当たって、必要な定員と級別定数を確保するとともに、経過的な取扱いを含めて柔軟に管理すること。
- (2) 60 歳を超える職員の賃金は、その減額措置を廃止し、従事する職務・職責、蓄積された知識・能力・経験など、高齢期にふさわしい生活が維持できる賃金水準とすること。
- (3) 再任用職員の賃金水準を大幅に引き上げるとともに、暫定再任用のフルタイム勤務の希望が保障されるよう、必要な定員と級別定数を確保すること。

6. 独立行政法人制度等について

独立行政法人等の運営に当たっては、その自主性・自律性を保障し、労働条件は労使自治のもとで決定するとともに、政府は不当に介入しないこと。

7. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

- (1) 日本国憲法第 28 条に則った基本的人権として、ILO 勧告等の国際基準に沿った労働基本権の全面的な回復を実現すること。
- (2) 公正・中立・民主的な公務員制度を確立すること。当面は、国民的な議論を保障し、自律的労使関係制度が早期に確立されるよう、労働組合との協議を開始すること。

以 上